

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川、港湾、都市公園等の公共施設は、地域の良好な景観の形成にあたって重要な要素です。景観法では、こうした公共施設とその周辺の土地利用を一体的に景観計画に位置づけ、「整備に関する事項」や「占用許可等の基準」を定めることができ、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としています。「景観からの島づくり」の方針に沿った整備を推進することにより、まちの魅力を格段に向上させることができます。



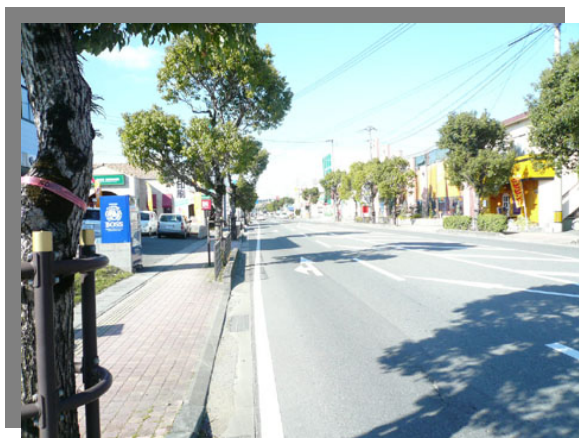
資料：景観重要公共施設の手引き（案）／国土交通省

本市においても、景観上重要な道路や河川等の公共施設について候補選定を進めるとともに、利用者の意見を反映し、国や県の関係機関との協議を踏まえ、景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備を推進します。

ここでは、景観形成を図る上で、公共施設の整備にあたって配慮すべき基本的事項と基本的な方針について整理します。

■ 配慮すべき基本的事項

- 機能性や安全性に加え、快適性や美観性に配慮します。
- ユニバーサルデザインの視点を考慮し、利用者の声を反映した整備を目指します。
- 地域の個性を生かした文化の薫り高い整備を目指します。
- 周囲との調和及び他事業との調和に配慮します。
- 親水、親緑空間について配慮します。
- 将来の維持管理について配慮します。



【道路】



【公園】



【河川】

■ 基本的な方針

景観形成基本方針	
道 路	<p>道路沿線には、自然、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がり、市域の景観形成において重要な骨格をなしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路では、沿道のまち並みや海岸線と調和のとれた道路構造、緑を生かした道路景観に配慮します。 ・ 地域内道路では、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽、周辺の集落、田園、山林などと調和のとれた緑豊かな景観形成に努めます。 ・ まち中の景観を阻害する電線の地中化を推進します。
公 園	<p>公園は、日常生活や地域コミュニティの場として地域に密着した施設にするとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周辺の景観との調和に配慮します。
河 川	<p>河川は、古くから地域と深い関わりを保ちながら、治水及び利水の両面から私たちの生活に大きな影響を与えてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川は、動植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間として景観形成に努めます。
港 湾 漁 港	<p>港湾、漁港は、規模や機能が多様であり、さまざまな人々が入り出りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの港は、地域ごとの特性や風情を持っており、その中に立地する人工構造物については、これらの特性や風情を尊重し、安全性を考慮した上で、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とします。 ・ 余裕地については緑化や公園化などを図り、人々の憩いの空間づくりに努めます。
海 岸	<p>海岸は、漁業をはじめとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然とふれあい、心のやすらぎを求めることのできる場となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸は、動植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めます。 ・ 人工海岸の構造物の築造にあたっては、景観上の配慮や緑を生かした親水空間として整備に努めます。